弘前市待機児童解消策

1. 目 的

平成23年度から平成27年度までの5年間、各年度の当初では待機児童は発生していないが、年度末では、平成26年度までは各々25人から74人発生しており、 平成27年度は161人に増加している。

このような状況を改善するため、次のような解消策を実施し、平成28年度からの 待機児童0人を目指す。

2. 実施内容

(1) 利用調整に係る弾力的運用の拡大

【計110人】

① 4月以降

[60人]

2・3号定員の合計人数まで相互に利用可能とする。

※ 設備運営基準を満たしている場合に限る

② 5月以降

[50人]

3号定員の通常枠(求職中でも使用できる枠)を100%から105%に拡大する。

(2) 保育士等の確保

【計27人】

① 確保しやすい環境づくり

[10人]

これまで1月であった4月利用の受付開始時期を12月からとして、施設への利用調整結果の通知を、例年より約1か月早い2月上旬に行う事で、保育士の早期確保を支援する。

② 働き始めやすい環境づくり

[12人]

新規雇用もしくは復職を希望する育児中の保育士等の子ど もは、優先利用を適用する。

※ 市内の教育・保育施設に勤務する保育教諭・幼稚園 教諭・保育士・保健師・看護師・准看護師が該当。

③ 養成校へ学生の地元就労の依頼・就職指導担当者との情報交換 情報交換参加者は副市長・理事・子育て支援課より数名、 市保育研究会より2名・市内幼稚園より1名を想定。 [5人]

(3) 保護者の選択肢を広げる情報の提供

【計10人】

[10人]

① 定員空き情報の情報提供の強化利用申込み時に最新の定員空き情報を紙媒体で提供及び、毎月の最新情報を市HPにて閲覧可能とする。

- ② 市HPの施設一覧の更なる活用
- ③ 子育て施設マップの提供 (株ゼンリンの協力のもと、市内の教育・保育施設等を表示 した配布用マップを作成中。

④ 妊産婦に対する情報提供 妊娠届出時に保育施設利用に関する資料を渡す事で、情報 の提供及び早めの施設見学を促す。

(4) 既存の教育・保育施設の有効活用

【計94人】

① 幼稚園への利用の誘導

[20人]

共働き世帯が利用しやすくするための預かり保育の時間延 長及び、短時間就労の世帯等を受け入れる体制作りを依頼す る。

② 分園の設置

[29人]

全年齢が利用でき規模変更で設置・廃止が可能な分園の設置は暫時容認する。

施設整備

[35人]

待機児童解消加速化プランを活用し、整備のスピードを速め、定員増と施設の安全を確保する。

④ 求職を理由とした利用児童の実施期間の厳格化 保育実施期間(支給認定期間)を3か月とし、入所児童の入れ替えを促す。 [10人]

保護者の状況を確認し、保育を必要とする事由に変更がある場合、支給認定の変更申請するよう伝える。

【合計241人の利用枠を確保】

3. 実施期間

平成28年10月から平成32年3月まで

※ 平成32年度以降については状況を勘案して再度検討する。